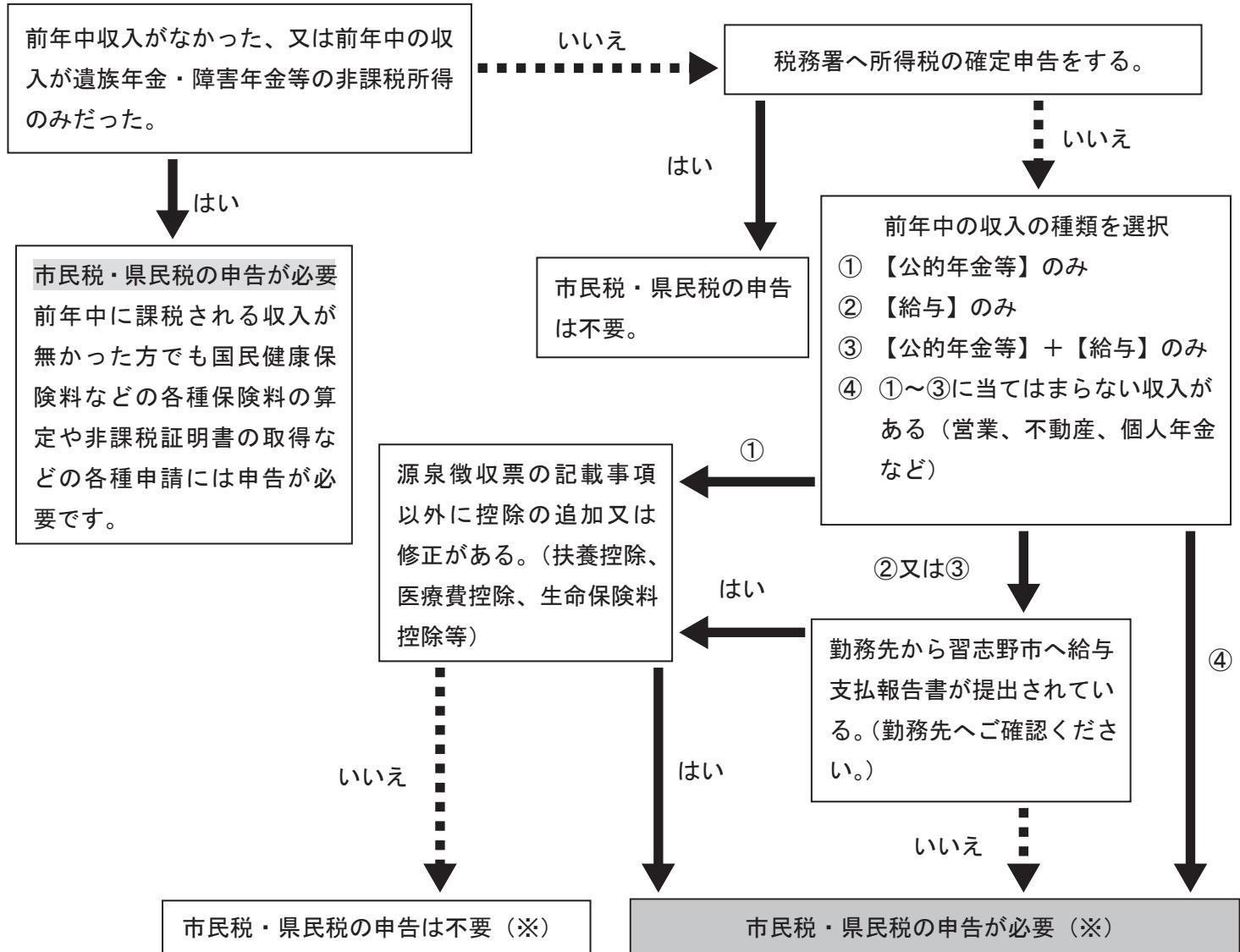


# 令和8年度 市民税・県民税の申告について

申告が必要な方は申告書に必要事項を記入のうえ、3月16日（月）までにご提出ください。  
例年申告会場は大変混みあい、長時間お待ちいただく状況となっているため可能な限り郵送による申告をお願いします。

◇以下の表を参考に、ご自身が市民税・県民税の申告を行う必要があるかご確認ください。

（令和8年1月1日現在、習志野市に居住している方が対象となります。）



(※) 所得の内容や金額によっては所得税の確定申告が必要な場合があります。

詳しくは千葉西税務署 043-274-2111 (代) へお問い合わせください。

※公的年金等の収入が400万円以下、かつ、他の所得が20万円以下で、確定申告が不要な方でも、以下の

場合は市民税・県民税の申告が必要となります。(所得税で申告不要を選択した特定配当、特定譲渡所得を除きます。)

- ・公的年金以外の所得がある場合(申告不要制度は所得税のみ適用となります。)
- ・医療費や生命保険料などの所得控除の適用を受ける場合

市民税・県民税の申告に関する問い合わせ先

習志野市役所 市民税課 住所 〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話 047-451-1151 (代)

# 申告書の書き方

3ページの書き方を参考に記入してください。

※各項目の必要書類については5ページ以降を確認してください。

申告書の書き方が分からぬ場合も、「①すべての方が必ず記入」及び「④該当する場合、必ず記入」する項目の記入と「②控除証明書」や「③源泉徴収票」等を同封していただければ、金額等の記入がなくても職員が補完いたします。

## 令和8年度(令和7年中所得)市民税・県民税申告書

令和7年中所得について下記のとおり申告します。

### 署名①すべての方が必ず記入

以下の項目は、ご本人様の税額計算に影響する大切な事項です。該当する場合は、記入及び○印を付け署名してください。

- 寡婦・ひとり親の場合 … 配偶者と  死別  離婚  生死不明  未嫁のひとり親
- 障害者の場合 …  身体 **④該当する場合、必ず記入**  普通  特別  離婚  生死不明  その他
- 勤労学生の場合 …  (学校名)

寡婦・ひとり親控除  
障害者控除  
勤労学生控除

現住所				確認番号		
1月1日の住所				個人番号(マイナンバー)		
フリガナ	生年月日	電話番号	(自宅・携帯・代理人)			
氏名	代理人	統柄				

**①すべての方が必ず記入**

住所、氏名、生年月日、  
電話番号、  
マイナンバー(個人番号)  
等

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

医療費控除	支払った医療費	円	保険金等で補償される額	円	税額の特例を受ける <input type="checkbox"/>
社会保険料控除	支払った保険料	円	保険料の計	円	
介護料控除	支払った介護料	円	介護料の計	円	
後期高齢扶助控除	支払った扶助料	円	扶助料の計	円	
国民年金控除	支払った年金料	円	年金料の計	円	
そ	支払った年金料	円	年金料の計	円	
小規模共済等掛金控除	支払った掛金	円	掛金の計	円	
雑損控除	損害を蒙った金額	円	災害関連支出の金額	円	

**②控除証明書等資料の添付があれば省略可能**

事業	宮 業 等	内
農 業	内	内
不 動 産	内	内
利 子	内	内
配 当	内	内
給 与	内	内
雑 所 得 計	内	内
総合議渡・一時	内	内
合 計	内	内

**③源泉徴収票等資料の添付があれば省略可能**

【控除に関する資料】  
各種控除証明書、  
医療費控除の明細書 等

4	医療費控除区分	内
所得	社会保険料控除	内
から	小規模共済等掛金控除	内
差	生命保険料控除	内
引	地代控除	内
か	雑所得控除	内
れ	扶養控除	内
る	特定親族特別控除	内
金額	基礎控除	内
合計	合計	内

**④該当する場合、必ず記入**

【収入・所得に関する資料】  
給与所得の源泉徴収票、  
公的年金等の源泉徴収票 等

5 給与・公的年金等に係る所得以外(65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

「個人番号欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます)を記載してください。

特定親族特別控除	氏名	合計所得金額	内
平成16年1月2日から平成19年1月1日に生まれ、合計所得金額が58万円超123万円以下の方	生年月日	平 …	身・精・療・他 級
別居の場合の住所	個人番号	同居・別居	認定書(特・普)
別居の場合の住所	別居の場合の住所	同居・別居	認定書(特・普)
別居の場合の住所	個人番号	同居・別居	認定書(特・普)
別居の場合の住所	個人番号	同居・別居	認定書(特・普)
別居の場合の住所	個人番号	同居・別居	認定書(特・普)

配偶者控除・配偶者特別控除  
扶養控除  
扶養障害者控除  
特定親族特別控除 等

## ◆ 本人該当項目の記入

寡婦・ひとり親控除 死別・離別・生死不明・未婚のひとり親の当てはまるものに○をしてください。

障害者控除 障害の種類や程度を記入し、障害者手帳の写し等確認できる書類を添付してください。

勤労学生控除 学校名を記入し、学生証等の写しを添付してください。

## ◆ 収入・所得金額等の記入について

※前年中に収入が無かった方や扶養親族となっている方は、裏面の「16 所得が無かった方等の記入欄」を記入してください。

### 給与収入

- 源泉徴収票がある方は、資料の添付があれば省略可能です。
- 源泉徴収票がない方は、裏面の「6 納入金額等の記入欄」に収入金額等を記入してください。

※給与収入が850万円を超える場合は、①特別障害者に該当する方、②年齢23歳未満の扶養親族がいる方、③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる方のいずれかに該当する場合は所得金額調整控除の対象となるため裏面の「14 所得金額調整控除に関する事項」に該当者等を記入してください。

### 営業等・不動産・農業 所得

- 事業専従者に給与を支払っている場合は、裏面の「7 事業専従者に関する事項」に氏名・給与額等を記入してください。
- 営業等・不動産・農業所得がある方は、裏面の「8 事業・不動産所得に関する事項」に収入や必要経費等を記入してください。

### 公的年金等収入

- 日本年金機構等、公的年金等の支払者から送付される「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」の添付があれば省略可能です。
- ※遺族年金や障害年金を受給している場合は、裏面の「15 非課税所得等」に記入してください。

### 雑所得に該当する収入

- 事業、給与等にあてはまらない収入金額と必要経費を裏面の「10 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に記入してください。
- 個人年金等の収入がある場合は、裏面の「10 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に収入金額と必要経費を記入し、支払明細書を添付してください。

## ◆ 所得から差し引かれる金額等（所得控除）の記入（「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」）

### 医療費控除

- 前年中に支払った医療費について、「支払った医療費等」欄及び「保険金等で補填される額」欄に記入し、明細書等を添付してください。
- セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける方は、「セルフメディケーション税制の特例を受ける」を□し「支払った医療費等」欄及び「保険金等で補填される額」欄に記入し、明細書を添付してください。

### 社会保険料控除

前年中に支払った国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金等の保険料の金額を記入してください。  
源泉徴収票に記載されていない場合は、支払額がわかる書類を添付してください。

### 小規模企業共済等掛金控除

前年中に小規模企業共済制度に基づいて支払った掛金について、金額を記入し、支払額がわかる書類を添付してください。

### 生命保険料控除・地震保険料控除

前年中に支払った保険料について、金額を記入し、控除証明書を添付してください。

### 雑損控除

前年中に災害や盗難、横領により資産に損失を受けた場合に、損失の金額及び災害に関連して支出した金額などを記入し、り災証明書等を添付してください。

### 配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・扶養障害者控除

- 生計を一にする配偶者（前年中の合計所得金額が133万円以下）又はその他の扶養親族（前年中の合計所得金額が58万円以下）の方がいる場合は、氏名、生年月日、続柄、同居・別居の区分、マイナンバーを記入してください。また、別居している場合は、下の欄に住所を記入してください。
- ※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払いを受ける方及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円以下の方のことをいいます。
- 扶養親族に障害者がいる場合は、対象者の欄に障害の種類や程度を記入し、障害者手帳の写し等確認できる書類を添付してください。
- 日本国外に居住する親族にかかる扶養控除等の適用を受ける場合は、親族関係書類と送金が確認できる書類を添付してください。

### 特定親族特別控除

- 生計を一にする19歳以上23歳未満の扶養親族で前年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の方がいる場合は、氏名、生年月日、合計所得金額、同居・別居の区分、マイナンバーを記入してください。また、別居している場合は、下の欄に住所を記入してください。

### 寄附金控除

前年中に寄附をした場合は、裏面の「13 寄附金に関する事項」の区分ごとに寄附金額を記入し、寄附金受領証明書等を添付してください。

## ◆ 納税方法の選択（該当する場合は「5」に記入してください。）

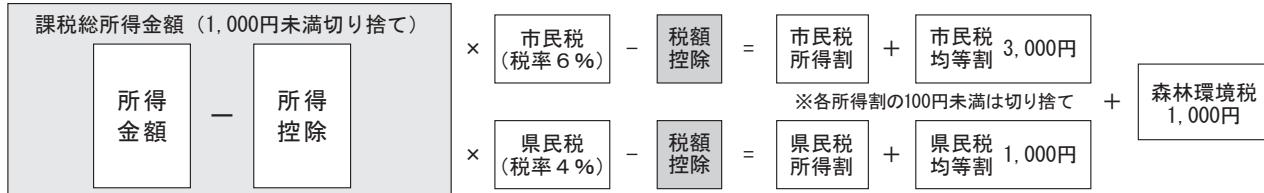
勤務先の給与から市民税・県民税が差し引かれている方で、給与及び公的年金等以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得があるときは、どちらかに□をつけてください。

特別徴収・・・給与分に対する税額と一緒に給与から差し引く。

普通徴収・・・給与分とは別に、自分で納める。

## ◆市民税・県民税・森林環境税の計算方法

※分離課税の所得がある場合は、別の方法により計算します。



## ◆所得関係

種類	内容	必要経費等
給与	俸給、給料、歳費、賞与の所得	(別表1)の計算方法により所得金額を算出
営業等	小売業、製造業、建設業、運輸業、サービス業から生じる所得	商品の売上原価、広告宣伝費、消耗品費、通信費等
不動産	建物や土地などの不動産、借地権などの不動産の上に存する権利、船舶又は航空機などの貸付から生ずる所得	修繕費、減価償却費、固定資産税、火災保険等
雑	公的年金等	(別表2)の計算方法により所得金額を算出
	業務	調査研究費、交通費など収入を得るために必要な経費
	その他	収入を得るために支出した金額
利子	公社債及び預貯金の利子	必要経費なし
配当	株式の配当、投資信託の収益の分配金などの所得	株式などの元本の取得に要した負債の利子
譲渡	土地、建物、株式、機械、先物取引、特許権などの譲渡による所得	取得費、設備費、改良費等の譲渡に関する経費等
一時	賞金、懸賞金、競馬などの払戻金、法人から贈与を受けた金品など一時的な所得	収入を得るために支出した金額

(別表1)

給与所得の速算表

給与の収入金額の合計額	給与所得金額	給与の収入金額の合計額	給与所得金額
1円～650,999円	0円	3,600,000円～6,599,999円	収入金額÷4※×3.2～440,000円
651,000円～1,899,999円	収入金額-650,000円	6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9～1,100,000円
1,900,000円～3,599,999円	収入金額÷4※×2.8～80,000円	8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円

※収入金額÷4で計算した金額は、1,000円未満を切り捨てます。

(別表2)

公的年金等に係る雑所得の速算表

受給者の年齢	公的年金等の 収入金額の合計(ア)	公的年金等に係る雑所得の金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上  〔昭和36年1月 1日以前生まれ〕	1円～3,299,999円	(ア)-1,100,000円	(ア)-1,000,000円	(ア)-900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(ア)×75%～275,000円	(ア)×75%～175,000円	(ア)×75%～75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(ア)×85%～685,000円	(ア)×85%～585,000円	(ア)×85%～485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(ア)×95%～1,455,000円	(ア)×95%～1,355,000円	(ア)×95%～1,255,000円
	10,000,000円以上	(ア)-1,955,000円	(ア)-1,855,000円	(ア)-1,755,000円

受給者の年齢	公的年金等の 収入金額の合計(ア)	公的年金等に係る雑所得の金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満  〔昭和36年1月 2日以後生まれ〕	1円～1,299,999円	(ア)-600,000円	(ア)-500,000円	(ア)-400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(ア)×75%～275,000円	(ア)×75%～175,000円	(ア)×75%～75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(ア)×85%～685,000円	(ア)×85%～585,000円	(ア)×85%～485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(ア)×95%～1,455,000円	(ア)×95%～1,355,000円	(ア)×95%～1,255,000円
	10,000,000円以上	(ア)-1,955,000円	(ア)-1,855,000円	(ア)-1,755,000円

### 所得金額調整控除

① 給与等の収入金額が850万円を超える方で、次のいずれかに該当する場合には、次の算定に相当する金額を給与所得の金額から控除します。

- ・本人が特別障害者に該当する
- ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる
- ・23歳未満の扶養親族がいる(平成15年1月2日以後生まれ)

$$\text{所得金額調整控除額} = \text{給与等の収入金額} (1,000\text{万円} \text{を超える場合は} 1,000\text{万円}) - 850\text{万円}) \times 10\%$$

(注)「扶養親族」とは、居住者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円以下の方をいいます。いわゆる共働きの世帯で、23歳未満の子がいる場合、扶養控除の適用についてはいずれか一の者の扶養親族に該当するとみなされるため、夫婦のいずれかで受けることになりますが、所得金額調整控除は夫婦双方で適用を受けることができます。

② 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額がある方で、その合計額が10万円を超える場合には、次の算定に相当する金額を給与所得の金額から控除します。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与所得} (10\text{万円} \text{を限度}) + \text{公的年金等に係る雑所得} (10\text{万円} \text{を限度})) - 10\text{万円}$$

(注)①と②の両方に該当する場合、①の控除後の金額から②を控除する。

## ◆市民税・県民税 所得控除

※以下の内容は市民税・県民税に関する控除額であり、所得税の控除額とは異なります。

種類	内容及び控除額	必要な書類																												
医療費	<p>前年中にあなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために病院、薬局などに医療費を支払った場合に控除される金額</p> <p>【控除額】</p> <p>①支払った医療費－保険金等で補填される金額－所得金額の合計額の5%</p> <p>②支払った医療費－保険金等で補填される金額－10万円</p> <p>①②のいずれか多い方の金額（最高200万円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明細書</li> <li>・医療費通知</li> </ul> <p>※領収書は添付できません</p>																												
セルフメディケーション税制による特例	<p>前年中に特定健康診査、予防接種、定期健康診査、がん検診等を受け、一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合に控除される金額</p> <p>【控除額】</p> <p>対象の医薬品購入費－保険金等で補填される金額－1万2千円 (上記の医療費控除との併用不可、最高8万8千円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明細書</li> </ul> <p>※領収書は添付できません</p>																												
社会保険料	<p>前年中に支払った国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金、厚生年金、健康保険等の保険料の金額</p> <p>※生計を一にする配偶者やその他の親族が受け取る年金から天引き（特別徴収）されている国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料は控除の対象になりません。</p> <p>【控除額】支払い金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払額がわかるもの</li> </ul>																												
小規模企業共済等掛金	<p>前年中に小規模企業共済制度に基づいて支払った掛金</p> <p>【控除額】支払い金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払額がわかるもの</li> </ul>																												
生命保険料	<p>前年中に生命保険料・介護医療保険料及び生命保険契約に基づく個人年金保険料を支払った場合に控除される金額</p> <p>【控除額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新契約</th> <th colspan="2">旧契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成24年1月1日以降に締結・更新した一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料</td> <td colspan="2">平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料、個人年金保険料</td> </tr> <tr> <td>年間の支払保険料の金額</td> <td>控除額</td> <td>年間の支払保険料の金額</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払保険料の金額×1/2 +6,000円</td> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料の金額×1/2 +7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払保険料の金額×1/4 +14,000円</td> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払保険料の金額×1/4 +17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（最高70,000円）</p> <p>※一般生命保険料又は個人年金保険料について、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額28,000円</p>	新契約		旧契約		平成24年1月1日以降に締結・更新した一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料		平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料、個人年金保険料		年間の支払保険料の金額	控除額	年間の支払保険料の金額	控除額	12,000円以下	支払保険料の全額	15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料の金額×1/2 +6,000円	15,000円超 40,000円以下	支払保険料の金額×1/2 +7,500円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料の金額×1/4 +14,000円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料の金額×1/4 +17,500円	56,000円超	一律28,000円	70,000円超	一律35,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・控除証明書</li> </ul>
新契約		旧契約																												
平成24年1月1日以降に締結・更新した一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料		平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料、個人年金保険料																												
年間の支払保険料の金額	控除額	年間の支払保険料の金額	控除額																											
12,000円以下	支払保険料の全額	15,000円以下	支払保険料の全額																											
12,000円超 32,000円以下	支払保険料の金額×1/2 +6,000円	15,000円超 40,000円以下	支払保険料の金額×1/2 +7,500円																											
32,000円超 56,000円以下	支払保険料の金額×1/4 +14,000円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料の金額×1/4 +17,500円																											
56,000円超	一律28,000円	70,000円超	一律35,000円																											
地震保険料	<p>前年中に地震保険契約又は旧長期損害保険契約の保険料を支払った場合に控除される金額</p> <p>【控除額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険契約の区分</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地震保険契約</td> <td colspan="2">地震保険契約に関する保険料の1/2（最高25,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険契約の区分</th> <th>支払保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">②旧長期損害保険契約</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払保険料の金額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>一律10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【経過措置】平成18年12月31までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用となります。</p> <table border="1"> <tr> <td>地震保険契約に係るもの と旧長期損害保険契約に 係るものがある場合</td> <td>地震保険契約について支 払った地震保険料で①に 準じて計算した金額</td> <td>旧長期損害保険契約につ いて支払った損害保険料で② に準じて計算した金額</td> <td>= 地震保険料控除額 (最高25,000円)</td> </tr> </table> <p>※②の契約で①の契約にも該当する場合は、①と②のいずれか一方のみの適用となります。 ※旧長期損害保険料…損害保険契約等のうち、満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上のもの</p>	保険契約の区分	控除額		①地震保険契約	地震保険契約に関する保険料の1/2（最高25,000円）		保険契約の区分	支払保険料の金額	控除額	②旧長期損害保険契約	5,000円以下	支払保険料の全額	5,000円超 15,000円以下	支払保険料の金額×1/2+2,500円	15,000円超	一律10,000円	地震保険契約に係るもの と旧長期損害保険契約に 係るものがある場合	地震保険契約について支 払った地震保険料で①に 準じて計算した金額	旧長期損害保険契約につ いて支払った損害保険料で② に準じて計算した金額	= 地震保険料控除額 (最高25,000円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・控除証明書</li> </ul>								
保険契約の区分	控除額																													
①地震保険契約	地震保険契約に関する保険料の1/2（最高25,000円）																													
保険契約の区分	支払保険料の金額	控除額																												
②旧長期損害保険契約	5,000円以下	支払保険料の全額																												
	5,000円超 15,000円以下	支払保険料の金額×1/2+2,500円																												
	15,000円超	一律10,000円																												
地震保険契約に係るもの と旧長期損害保険契約に 係るものがある場合	地震保険契約について支 払った地震保険料で①に 準じて計算した金額	旧長期損害保険契約につ いて支払った損害保険料で② に準じて計算した金額	= 地震保険料控除額 (最高25,000円)																											
雜損	<p>前年中にあなたや、総所得金額等が58万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする方が、災害や盗難、横領により損失があった場合に控除される金額</p> <p>【控除額】</p> <p>①損害金額－保険金等で補填される金額－（所得金額の合計額×10%）</p> <p>②災害関連支出の金額－5万円</p> <p>①②のいずれか多い方の金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書</li> <li>・災害関連支出の領収書等</li> </ul>																												

種類	内容及び控除額				必要な書類																																						
障害者	あなたやあなたの扶養親族が障害者の場合、障害の程度により控除される金額				<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳</li> <li>※郵送の場合は写し</li> <li>・障害者控除対象者認定書</li> </ul>																																						
	特別障害者	①身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A判定、65歳以上の方で市から「特別障害者控除対象者認定書」を交付された方	【控除額】30万円																																								
		②上記①に該当する扶養親族が同居している場合	【控除額】53万円																																								
	普通障害者	上記①以外の等級の手帳の交付を受けている場合 65歳以上の方で市から「障害者控除対象者認定書」を交付された方	【控除額】26万円																																								
寡ひとり婦親	合計所得金額が500万円以下で、令和7年12月31日現在、婚姻しておらず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方で次のいずれかに該当する場合に控除される金額																																										
	寡婦	①夫と死別した、又は夫が生死不明 ②夫と離婚し再婚していない方で子以外の扶養親族がいる	【控除額】26万円																																								
	ひとり親	総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族になっていない方に限る）	【控除額】30万円																																								
勤労学生	大学、高校などの学生で、合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に控除される金額				・学生証 ※郵送の場合は写し																																						
配偶者	あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下に該当する場合に控除される金額（納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合や配偶者が事業専従者又は他の扶養親族となっている場合を除く）																																										
	【控除額】																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本人の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人(昭和31年1月1日以前生まれ)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>			本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	区分	控除額			一般	33万円	22万円	11万円	老人(昭和31年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円																								
本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																								
区分	控除額																																										
一般	33万円	22万円	11万円																																								
老人(昭和31年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円																																								
配偶者特別	あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合に控除される金額（納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合や配偶者が事業専従者となっている場合を除く）																																										
	【控除額】																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本人の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>				本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	配偶者の合計所得金額	控除額			58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円
本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																								
配偶者の合計所得金額	控除額																																										
58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																								
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																								
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																								
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																								
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																								
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																								
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																								
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																								
扶養	あなたと生計を一にする16歳以上の扶養親族の合計所得金額が58万円以下の場合に控除される金額				<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族関係書類</li> <li>・送金書類</li> <li>（日本国外に居住する親族にかかる扶養控除等の適用を受ける場合）</li> </ul>																																						
	【控除額】																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">控除額</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>昭和31年1月2日以降、平成15年1月1日以前生まれの方 平成19年1月2日以降、平成22年1月1日以前生まれの方</td> <td>33万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>平成15年1月2日以降、平成19年1月1日以前生まれの方</td> <td>45万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>昭和31年1月1日以前生まれの方</td> <td>38万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同居老人</td> <td>老人扶養のうち直系尊属（父母や祖父母）で同居している方</td> <td>45万円</td> <td></td> </tr> </thead> </table>				区分	控除額			一般	昭和31年1月2日以降、平成15年1月1日以前生まれの方 平成19年1月2日以降、平成22年1月1日以前生まれの方	33万円		特定	平成15年1月2日以降、平成19年1月1日以前生まれの方	45万円		老人	昭和31年1月1日以前生まれの方	38万円		同居老人	老人扶養のうち直系尊属（父母や祖父母）で同居している方	45万円																				
区分	控除額																																										
一般	昭和31年1月2日以降、平成15年1月1日以前生まれの方 平成19年1月2日以降、平成22年1月1日以前生まれの方	33万円																																									
特定	平成15年1月2日以降、平成19年1月1日以前生まれの方	45万円																																									
老人	昭和31年1月1日以前生まれの方	38万円																																									
同居老人	老人扶養のうち直系尊属（父母や祖父母）で同居している方	45万円																																									
※16歳未満の扶養親族については所得控除はありませんが、市民税・県民税の非課税を判定する際の扶養人数に含まれます。																																											
特定親族特別	あなたと生計を一にする特定親族（19歳以上23歳未満の親族）の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合に控除される金額（配偶者及び青色事業専従者などを除く）																																										
	【控除額】																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>特定親族の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超 95万円以下</td> <td>45万円</td> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>41万円</td> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>21万円</td> <td>適用なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額	58万円超 95万円以下	45万円	110万円超 115万円以下	11万円	95万円超 100万円以下	41万円	115万円超 120万円以下	6万円	100万円超 105万円以下	31万円	120万円超 123万円以下	3万円	105万円超 110万円以下	21万円	適用なし																				
特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額																																								
58万円超 95万円以下	45万円	110万円超 115万円以下	11万円																																								
95万円超 100万円以下	41万円	115万円超 120万円以下	6万円																																								
100万円超 105万円以下	31万円	120万円超 123万円以下	3万円																																								
105万円超 110万円以下	21万円	適用なし																																									
基礎	あなたの前年中の合計所得金額により控除される金額																																										
	【控除額】																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>					合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし																												
合計所得金額	控除額																																										
2,400万円以下	43万円																																										
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																										
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																										
2,500万円超	適用なし																																										

## 税額控除

※地方税法等が改正された場合は、税額計算等が記載内容と異なることがあります。

### ●調整控除

#### 【合計課税所得金額が200万円以下の方】

次の①か②のいずれか少ない額の5%（市民税3%・県民税2%）

①下表の控除の種類欄に掲げる控除に該当する場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合計した金額

②合計課税所得金額

#### 【合計課税所得金額が200万円超の方】

次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）

の5%（市民税3%・県民税2%）

①下表の控除の種類欄に掲げる控除に該当する場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合計した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

#### 【合計所得金額が2,500万円超の方】

適用なし

控除の種類	金額	控除の種類	納税者本人の合計所得金額	金額
基礎控除	5万円			
障害者控除	普通 1万円	一般	900万円以下	5万円
	特別 10万円		900万円超 950万円以下	4万円
	同居特別 22万円		950万円超 1,000万円以下	2万円
寡婦控除	1万円			
ひとり親控除	男性 1万円	控除	900万円以下	10万円
	女性 5万円		900万円超 950万円以下	6万円
勤労学生控除	1万円		950万円超 1,000万円以下	3万円
扶養控除	一般 5万円			
	特定 18万円			
	老人 10万円			
	同居老親等 13万円			

### ●寄附金税額控除

※申告する場合は寄附金受領証明書等が必要です。

前年中に以下の団体等に対して行った寄附金については市・県民税の税額控除が受けられます。

①都道府県、市区町村に対する寄附金

②住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

③住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

#### ア 基本控除

(寄附金額(総所得金額の30%を限度) - 2,000円) × 税率(市6%・県4%)

イ 特例控除 (①のうち総務大臣が指定した自治体への寄附が対象)

(寄附金額 - 2,000円) × (右表の割合) × 特例控除の割合(市3/5・県2/5)

※特例控除分の上限額は、市民税・県民税の所得割額(税額控除前から

調整控除のみを差し引いたもの)の20%となります。

### ●ふるさと納税ワンストップ特例制度について

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受ける方が申告される場合

ワンストップ特例の申請は無効となり、寄附金税額控除は適用できません

ので、必ずワンストップ特例対象分の寄附金額も含めて申告してください。

### ●配当控除

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券	外貨建証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
	外貨建証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

### ●住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において住宅借入金等特別控除を受けた場合、

①か②のいずれか少ない金額

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

②下表控除限度額欄の計算で算出された額

入居日	平成28年1月1日から 令和3年12月31日まで	令和4年1月1日から 令和7年12月31日まで
控除額	A × 7% (最高136,500円) (※)	A × 5% (最高97,500円) 【例外あり】

A = 所得税の課税総所得金額等

※住宅購入金額に係る消費税率が8%又は10%の場合に限る。それ以外の場合は、A × 5% (最高97,500円)が控除限度額。

### ●配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	市民税	県民税
配当割額又は 株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

### 課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額

割合
0円以上 195万円以下 84.895%
195万円超 330万円以下 79.79%
330万円超 695万円以下 69.58%
695万円超 900万円以下 66.517%
900万円超 1,800万円以下 56.307%
1,800万円超 4,000万円以下 49.16%
4,000万円超 44.055%

### ●非課税

#### 【均等割も所得割も課税されない方】

・生活保護法によって生活扶助を受けている方

・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の方

・扶養親族あり：前年の合計所得金額が35万円 × (同一生計配偶者+扶養親族の数+1) + 31万円以下の方

・扶養親族なし：前年の合計所得金額が45万円以下の方

#### 【所得割が課税されない方】

・扶養親族あり：前年の総所得金額等が35万円 × (同一生計配偶者+扶養親族の数+1) + 42万円以下の方

・扶養親族なし：前年の総所得金額等が45万円以下の方

# 市民税・県民税の申告受付について

## 混雑緩和のため可能な限り郵送による申告をお願いします！

【申告の受付期間】 令和8年1月27日（火）から令和8年3月16日（月）（平日のみ）

### 【提出方法】

#### ① 郵送受付

〒275-8601

習志野市鷺沼2丁目1番1号 「習志野市役所 市民税課」宛てに郵送してください。

#### ② 出張受付 ※例年と時間が変更となっています。

日付	時間	会場
令和8年1月30日（金）	13:00～14:30	実花公民館 集会室
令和8年2月2日（月）		プラッツ習志野 北館集会室1, 2
令和8年2月3日（火）		袖ヶ浦公民館 1階集会室
令和8年2月4日（水）		谷津公民館 2階講義室
令和8年2月5日（木）		新習志野公民館 2階多目的室
令和8年2月6日（金）		東習志野コミュニティセンター 3階多目的室

#### ③ 窓口受付

習志野市役所G F市民税課窓口で受付を行います。

《開庁時間》 平日 8時30分から17時00分まで

#### ④ 電子申告

令和8年度分（令和7年中の所得等に対する申告分）より電子申告ができるようになりました。  
詳しくはホームページをご確認ください。



ホームページはこちら▶

### 《注意点》

- 混雑緩和と滞在時間短縮のため、対面による申告受付時には申告内容の確認のみとし、所得税の計算は行いません。所得税の還付や納付がある場合は、後日、電話又は郵送にてご連絡します。
- 「医療費控除の明細書」の代行作成はできません。事前に作成のうえ、ご持参ください。

### 【申告に必要な書類】

- 市民税・県民税申告書、マイナンバー確認書類、身元証明書（郵送の場合は写し）
- 源泉徴収票（給与・年金）・個人年金の支払証明書
- その他所得を確認できるもの
- 配偶者の源泉徴収票（給与・年金）
- 特定親族（19歳以上23歳未満の親族）の源泉徴収票等
- 生命保険料・地震保険料の支払証明書  
(11月下旬頃に各保険会社からハガキ等で通知されています)
- 社会保険料の支払証明書又は領収書  
(国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金・任意加入の保険料など)  
※国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険は、1月下旬頃に市から通知されます。
- 障害者控除を受ける場合、障害者手帳（郵送の場合は写し）や障害者控除対象者認定書（令和7年分）
- 勤労学生控除を受ける場合、学生証又は証明書（郵送の場合は写し）
- 医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書  
(明細書の作成に使用した領収書等は5年間保管してください)
- 寄附金控除の証明書（ふるさと納税、日本赤十字社、社会福祉法人、学校法人等への寄附）  
※ふるさと納税ワンストップ特例制度をご利用している場合、ふるさと納税分を含んだ申告が必要です。